

公益財団法人尼崎口腔衛生センター

平成31年度 事業計画

平成 31 年度 公益財団法人尼崎口腔衛生センター事業計画

I 計画策定の基本的考え方

- 1 新天皇陛下即位に係る 10 連休法案の成立等を考慮し計画している。なお元号改正への対応については年度途中に行う。
- 2 消費税については 10 月改訂を見込んでいる。
- 3 (一社) 尼崎市歯科医師会との組織統合は、平成 31 年度内 (下半期) を見込んでい
る。当財団としての事業、会計は、統合までの間となる。
- 4 旧センター建物の (社福) 尼崎市社会福祉協議会への無償譲渡は、平成 31 年度内を
見込んでおり、それまでの間は当財団で管理する。

II 事業計画

1 公益目的事業

(1) 障害者 (児) 歯科診療事業

内 容 : 知的・身体障害などの人を対象とした歯科治療を行う。

実施日 : 月曜、火曜、水曜、木曜は終日。金曜は午前

水曜日午前は静脈麻酔を実施

5 月 3 日 (金・祝日) の午前は実施 (長期連休への対応。平成 31 年度のみ)

(2) 休日急病歯科診療事業

内容 : 日曜・祝日等における急な歯の痛みなどの応急処置を行う。

実施日 : 日曜、祝日 (即位立礼正殿の儀 10 月 22 日を含む)

ゴールデンウィーク (4 月 28 日～5 月 6 日、ただし 5 月 1 日を除く)

お盆 (8 月 14 日・15 日)、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

受付及び診療時間 (10 時～12 時)

(年末年始のみ受付 10 時～12 時 30 分、診療 10 時～13 時)

(3) 口腔機能向上事業等

内容 : フッ素塗布、歯科健診・相談を行う。

実施日 : 第 2 及び第 4 金曜日

(4) 口腔衛生に係る健診指導・普及推進指導

歯と口の健康週間事業 (平成 31 年 6 月 9 日 (日曜) を予定) をはじめ、機会をと
らえ関係機関と連携して啓発事業を行う。

2 収益事業等

(1) 事業所歯科健診事業

三菱電機㈱など 3 社の歯科健診を行う。また 24 社を対象とした歯科特殊健診 (酸
しよく症健診) を実施する。

(2) 歯周疾患検診事業

尼崎市からの受託事業としてセンターでの希望者に実施する。

3 組織統合等事業

(1) 組織統合の推進

(一社) 尼崎市歯科医師会を存続法人、(公財) 尼崎口腔衛生センターを消滅法人とする組織統合を、尼崎市を含めた調整により、平成 31 年度中に実施できるよう推進する。

(2) 旧センター建物の活用計画への協力

尼崎市の調整のもとに、旧センター建物(尼崎市南武庫之荘 3-24-5、定款に定める基本財産)を(社福) 尼崎市社会福祉協議会へ無償譲渡する計画を、平成 31 年度中に実施できるよう協力する。

4 センターの事業概要

別紙のとおり

平成31年度 公益財団法人尼崎口腔衛生センター事業概要

事業の区分	事業計画	実施計画		備考
		日時・概要	時間	
公益目的事業	障害者（児）歯科診療事業	月・火・水・木曜日	9：00～16：00	水曜日午前 静脈麻酔 5月3日（金・祝日）午前は実施
		金曜日	9：30～12：00	
	休日急病歯科診療事業	日曜日・祝日 ゴールデンウィーク（*注） お盆 8月14日・15日	10：00～12：00	応急処置等を実施 （*注）4月28日～5月6日 （5月1日を除く）
		年末年始 12月29日～1月3日	10：00～13：00	
収益事業等	口腔機能向上事業等	第2、第4金曜日	9：00～16：00	
	口腔衛生推進事業	6月9日（日）予定、その他機会をとらえ実施		場所は関係機関と協議し決定
	事業所歯科健診事業	三菱電機（株）など市内27事業所		事業所又はセンターで実施
	歯周疾患検診事業（40・50・60・70歳）	随時		尼崎市受託事業
組織統合等 事業	組織統合の推進	口腔衛生センターのあり方検討会議等		平成31年度内に統合予定
	旧センター建物の活用計画への協力	（社福）尼崎市社会福祉協議会へ譲渡		平成31年度内に実施予定